

「島おこし奨励賞表彰」実施要綱

(趣旨)

第1条 「島おこし奨励賞」は、島おこしの一環として、自らの創意工夫を生かした自主的活動を通して、離島地域の活性化、個性あるイベント、特産品の創出などに顕著な功績があった者を表彰することにより、その活動を奨励し、もって離島地域の活性化と一層の情報発信による交流の拡大に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、活動実績が3年以上で現に活動している個人又は団体とする。

- (1) 創意工夫を生かした活動により、離島地域の活性化に顕著な功績があった者
- (2) 個性あるイベントや特産品の創出等により、島の知名度を高め地域からの情報発信に顕著な功績があった者
- (3) 島おこしの行政に顕著な功績があり、島の住民に夢と誇りを与えた者
- (4) その他、特にその活動を奨励するため表彰すべきと認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、離島フェア開催実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が行い、表彰状及び記念品を授与する。

(表彰の期日)

第4条 表彰は「離島フェア 2021 in オンライン」の開催前までに行う。

(表彰の推薦)

第5条 市町村長及び関係機関の長は、表彰するにふさわしい者があると認めるときは、これを委員長へ推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第6条 委員長は、前条の規定により推薦された者その他表彰するにふさわしいと認められる者のうちから選定して被表彰者の決定を行う。

- 2 委員長は、前項の被表彰者の決定を行うにあたり、あらかじめ第8条に規定する選考審査会の議を得るものとする。
- 3 委員長は、第1項の規定により被表彰者を決定したときは、その氏名及び表彰の理由を公表するものとする。

(欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として表彰しない。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 起訴されている者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

(選考審査会)

第8条 第5条及び第6条の規定により推薦された者の功績等に関し審議するため、選考審査会を置く。

(表彰に関する事務)

第9条 表彰に関し必要な事務は、離島フェア開催実行委員会事務局で行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月6日から施行する。

附 則 (平成14年7月8日)

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年7月10日)

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則 (令和2年10月27日)

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。